



2025年8月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

<u>1</u>	2025年7月30日付け、税務局発行の法人税に対する優遇措置に関する問題点についてのオフィシャルレター第2819/CT-CS号	CIT
<u>2</u>	2025年8月14日付け、税務局発行の法人税優遇に関するオフィシャルレター第3165/CT-CS号	CIT
<u>3</u>	2025年8月21日付け、税務局発行の土地賃借権譲渡活動に係る税務申告に関するオフィシャルレター第3332/CT-CS号	CIT
<u>4</u>	2025年8月22日付け、税務局発行の法人税政策に関するオフィシャルレター第3363/CT-CS号	CIT
<u>5</u>	2025年07月30日付け、付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第2781/CT-CS号	VAT
<u>6</u>	2025年8月21日付け、税務局発行の土地賃借権譲渡活動に係る税務申告に関するオフィシャルレター第3332/CT-CS号	VAT



内容

<u>7</u>	2025年7月29日付け、第18地域税関支局発行の、輸出入・通過貨物および出入国・通過車両に係る税分野における電子取引手続に関するオフィシャルレター第988/HQKV18-NV号	OTH
<u>8</u>	2025年7月29日付け、税務局発行の企業変更時における扶養家族の登録に関するオフィシャルレター第2821/CT-CS号	OTH
<u>9</u>	2025年8月4日付け、税務局発行の外国人個人に対する出国一時停止措置に対する提案に関するのオフィシャルレター第2915/CT-CS号	OTH
<u>10</u>	2025年8月13日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第3138/CT-CS号	OTH
<u>11</u>	2025年8月13日付け、税務局発行の税務管理分野に関するオフィシャルレター第3153/CT-NVT号	OTH
<u>12</u>	2025年8月13日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第3145/CT-CS号	OTH



内容

<u>13</u>	2025年8月26日付け、税務局発行の土地使用期間を延長する際の財務上の義務に関するオフィシャルレター第3422/CT-CS号	OTH
<u>14</u>	2025年8月18日付け、政府発行の独立監査分野における行政違反処分に関する規定に関する政令第228/2025/NĐ-CP号	OTH
<u>15</u>	2025年8月7日付け、税務局発行の発生ごとのインボイス発行に関するオフィシャルレター第3012/CT-CS号	INV
<u>16</u>	2025年8月26日付け、ドンナイ省基礎税務局第3支局発行のオフィシャルレター第4405/TCS3-QLDN2号	INV
<u>17</u>	2025年8月28日付け、ドンナイ省税務局発行の政令第70/2025/NĐ-CP号に基づき個人税源泉徴収証明書の作成時期に対する指導に関するオフィシャルレター第2807/DON-QLDN1号	INV



1 法人税の優遇措置

2025年7月30日付け、税務局発行の法人税に対する優遇措置に関する問題点についてのオフィシャルレター第2819/CT-CS号

原則として、新規投資プロジェクトは、当該投資プロジェクトが税制優遇対象分野または投資優遇地域に該当し、かつ、権限を有する国家機関から投資許可書または投資登録証明書が交付されているか、投資法の規定に基づき投資が許可されている場合には、法人所得税の優遇措置を受することができる。

投資プロジェクトの実施、投資登録証明書の発給、ならびに条件付き事業分野の判定については、投資法および関連の専門法令の規定に従って行われる。



2 法人税の優遇措置

2025年8月14日付け、税務局発行の法人税優遇に関するオフィシャルレター第3165/CT-CS号

新規投資プロジェクトは、当該投資プロジェクトが法人税優遇分野および投資優遇地域に関する条件を満たし、かつ、所轄国家機関により投資許可証または投資認可証の交付を受け、または投資関連法律の規定に基づき投資が承認された場合、法人税の優遇措置を享受することができる。

投資プロジェクトの実施、投資登録証明書の交付、ならびに条件付き事業分野の特定については、投資関連法および専門分野における法令規定に従って実施される。



3 土地賃借権譲渡活動に係る法人税

2025年8月21日付け、税務局発行の土地賃借権譲渡活動に係る税務申告に関するオフィシャルレター第3332/CT-CS号

2013年12月26日付け政府発行の政令第218/2013/ND-CP号第13条および第14条ならびに2014年6月18日付け財務省通達第78/2014/TT-BTC号第16条および第17条（通達第96/2015/TT-BTC号により修正・補足済み）の規定に基づき、企業が土地賃借権の譲渡活動（土地賃料を賃借期間全体について一括納付した土地）を行う場合、当該活動から生じる所得は不動産譲渡活動による所得として認定される。不動産譲渡活動による所得は区分して計算され、法人税の優遇措置は適用されない。譲渡契約に基づき、土地譲渡価格が、不動産譲渡契約締結時に省・中央直轄市人民委員会が規定する土地価格表における土地価格より低い場合は、不動産譲渡契約締結時に省・中央直轄市人民委員会が規定する土地価格を基準として算定する。

4 法人税政策

2025年8月22日付け、税務局発行の法人税政策に関するオフィシャルレター第3363/CT-CS号

企業が地域優遇条件に基づき法人所得税の優遇措置を享受している場合は、日本政府のJCMメカニズムを通じて地球環境センター基金（GEC）から受領した資金は、「その他の収入」として認識され、優遇地域条件に基づき優遇措置を受けている投資プロジェクトから発生する収入には該当しない。したがって、税法関連の法規定に基づき当該資金について法人税の優遇措置を享受することはできない。

5 付加価値税（VAT）政策

2025年07月30日付け、付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第2781/CT-CS号

KPMGがベトナムに所在するIESC事務所に対する、米国国際開発庁（USAID）支援による無償ODAプロジェクト「中小企業の改革促進および連携能力向上」を実施するために商品・サービスを購入する際に、KPMGが作成した代替インボイスについて、KPMGが提供するサービスがベトナムで実施され、かつ2018年09月05日付け契約番号185018に基づき、米国のIESCとKPMGとの契約に適合する場合には、規定に従い、付加価値税の控除・還付する。



6 土地賃借権譲渡活動に係る付加価値税

2025年8月21日付け、税務局発行の土地賃借権譲渡活動に係る税務申告に関するオフィシャルレター第3332/CT-CS号

2022年7月29日付け政府発行の政令第49/2022/ND-CP号（政令第209/2013/ND-CP号を修正・補足）の第1条1項の規定に基づき、不動産譲渡活動に係る付加価値税の課税価格は、不動産譲渡価格から付加価値税計算上控除可能な土地価格を差し引いた金額とする。



7 輸出入・通過貨物および出入国・通過車両に係る税分野における電子取引手続

2025年7月29日付け、第18地域税関支局発行の、輸出入・通過貨物および出入国・通過車両に係る税分野における電子取引手続に関するオフィシャルレター第988/HQKV18-NV号

1. 2025年8月7日より、税関部門は、輸出入・通過貨物および出入国・通過車両に関する税分野において、電子税取引手続きを実施する。
2. 輸出入・通過貨物および出入国・通過車両に係る税分野における電子取引の原則は以下のとおりである：
 - 納税者はインターネットにアクセス・使用できる環境、電子メールアドレス、および電子署名を保有している必要がある。
 - 納税者は、以下のいずれかの方法により電子納税を行うことができる：
 - 税関電子納税ポータルサイトまたは税関機関が提供するソフトウェア・補助ツールを利用する
 - 銀行または決済仲介サービス提供者の電子決済サービスを利用する。

7 輸出入・通過貨物および出入国・通過車両に係る税分野における電子取引手続

2025年7月29日付け、第18地域税関支局発行の、輸出入・通過貨物および出入国・通過車両に係る税分野における電子取引手続に関するオフィシャルレター第988/HQKV18-NV号

- 納税者は以下のいずれかの方法により国家予算納付書類を作成することができる：
 - 税関電子納税ポータルサイトにアクセスするか、税関機関が提供するソフトウェア・補助ツールを使用する。
 - 銀行または決済仲介サービス提供者の電子決済アプリケーションにアクセスする。
 - 納税者が銀行を通じて電子税保証を選択する場合は、銀行の指導に従うものとする。
3. 関税、手数料、料金の電子納付手続は以下のとおりである：
- 税関電子納税ポータルサイトを通じて納付する。
 - 銀行または税関機関と連携する決済仲介サービス提供者を通じて納付することも可能である。

8 企業変更時における扶養家族の登録

2025年7月29日付け、税務局発行の企業変更時における扶養家族の登録に関するオフィシャルレター第2821/CT-CS号

上記規定に基づき、個人は、個人所得税の計算において扶養控除を受けるため、扶養家族の登録を行うことができる。納税者が扶養控除を受けるために扶養家族を登録する場合、扶養家族がまだ税コードを持っていない場合には、税務当局が当該扶養家族に対して税コードを発行する。また、税務アプリケーションシステム上において、納税者が扶養家族登録申請書に記載した所得支払機関における扶養控除対象期間に対応する扶養関係が確立される。



8 企業変更時における扶養家族の登録

*2025年7月29日付け、税務局発行の企業変更時における扶養家族の登録に関するオ
フィシャルレター第2821/CT-CS号*

納税者は、扶養控除の対象期間中、各扶養家族ごとに一度だけ登録および証明書類の提出を行えば足り。しかし、勤務先を変更する場合、所得支払機関間で情報共有の接続がないため、新しい勤務先では納税者の扶養家族に対する扶養控除を算定する根拠がないしたがって、納税者は、新しい勤務先における当該年の税申告期間において、扶養控除を受けるために扶養家族を再登録する必要がある。



9 外国人個人に対する出国一時停止措置に対する提案

2025年8月4日付け、税務局発行の外国人個人に対する出国一時停止措置に対する提案に関するオフィシャルレター第2915/CT-CS号

- 海外に移住するために出国するベトナム人、海外に移住している者、または外国人がベトナムから出国する前に、法定の納付期限を過ぎた未納税額があり、納税義務を履行していない場合には、出国が一時的に停止される対象となる。
- 税務機関は定期的に、納税者が税務機関に登録した連絡先情報に基づき、電話、メッセージ、電子メールの送信、または未納税額に関する通知書の送付などの手段により、滞納税金の督促を継続して実施している。未納税額に誤りがある場合には、納税者は税務機関に連絡し、確認・照合・調整を行い、必要に応じて数値を修正する必要がある。

9 外国人個人に対する出国一時停止措置に対する提案

2025年8月4日付け、税務局発行の外国人個人に対する出国一時停止措置に対する提案に関するオフィシャルレター第2915/CT-CS号

- 出国の一時停止に該当する場合、税務機関は、出入国管理機関に対して出国一時停止の通知を送付する前に、当該納税者の納税義務を正確に特定するための確認および照合を実施する。
- 税務局の電子情報サイトに外国語を追加するという提案については、税務局は今後、電子情報サイトのシステムを改善・充実させるために、その意見を受け入れ、検討している。

10 税務政策

2025年8月13日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第3138/CT-CS号

- 税務管理機関が直接輸入関税を賦課・決定した場合、2008年6月3日付け国会制定の法人税法第14/2008/QH12号（2013年法律第32/2013/QH13号および2014年法律第71/2014/QH13号により修正・補足）の第9条に定める条件をすべて満たすれば、当該事業者は法人所得税の課税所得計算において損金算入が認められる。
- 輸入貨物に係る仕入れ付加価値税が、2008年6月3日付け国会制定の付加価値税法第13/2008/QH12号（2013年6月9日付け国会制定の法律第31/2013/QH13号第1条6項により改正・補足済）の第12条に規定する輸入貨物に係る仕入れ付加価値税控除の条件を十分に満たす場合には、当該事業者は仕入れ付加価値税の控除が認められる。

10 税務政策

2025年8月13日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第3138/CT-CS号

- 税務申告に関しては：財務省が2021年9月29日付けで公布した通達第80/2021/TT-BTC号に添付の付加価値税申告書様式01/GTGTの記載欄「注記」において規定されているとおり、「指標[37]及び[38]：追加入力申告書の指標IIにおいて増減調整された控除対象税額に基づき申告する。特に、税務当局は、権限を有する機関が過去の課税期間に対応する調整を含む税務に関する結論・処理決定を発行した場合には、当該結論または処理決定を受領した課税期間の税務申告資料に記載するものとする（追加入力申告書類を提出する必要はない）。」

11 個人事業者に対する税務管理

2025年8月13日付け、税務局発行の税務管理分野に関するオフィシャルレター第3153/CT-NVT号

申告方式により納税する個人事業者は、会計制度、インボイス、証憑を整備・運用する義務がある。単発のインボイスを使用し、かつベトナム領土内の国境市場、国境ゲート市場、経済特区内の市場で事業を行う推計課税方式により納税する個人事業者は、単発でのインボイス発行を申請・購入する際、または所轄国家機関からの要求に応じて提示する際にインボイス、証憑、契約書、合法的な商品・サービスを証明する書類を保存・提示する必要がある。税務当局は、個人事業者に対し、仕入請求書・証憑を保存し、所轄機関から要求があった場合に提供することを推奨しており、これにより法令の規定に従った正当な由来、出所および合法的な所有権を確保するものとする。

12 同一の親会社に属する支店および営業所がいずれも従属会計単位である場合に係る税務政策

2025年8月13日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第3145/CT-CS号

支店および営業所がいずれも同一の親会社に所属する従属会計単位であり、支店が営業所へ転換するために活動を終了し、営業所が当該支店からの商品・資材を受け入れる際、当該受領が商品の売買や資材の売買、または処分に該当しない場合、支店は資産の原始資料一式を添付した商品・資材の移転命令書を発行すれば足り、インボイスを作成する必要はない。

13 土地使用期間を延長する際の財務上の義務

2025年8月26日付け、税務局発行の土地使用期間を延長する際の財務上の義務に関するオフィシャルレター第3422/CT-CS号

土地を使用しない、または投資プロジェクトに記載された進捗に比べて土地利用の進捗が遅延した場合、投資者は最長24か月の使用延長が認められ、当該延長期間に応じて、国家に対し土地使用料または土地賃料相当額を追加で納付しなければならない（算定対象面積は、土地使用料または土地賃借料が課される土地面積とする）。



14 独立監査分野における行政違反処分に関する規定

2025年8月18日付け、政府発行の独立監査分野における行政違反処分に関する規定に関する政令第228/2025/ND-CP号

監査法人を委託する際の違反行為については、最高4億ドンの罰金が科される可能性がある。

- 第27条 – 監査法人・公認会計士の選定:

- 20,000,000～30,000,000 ドンの罰金：規定により監査を行うことが認められていない監査法人を雇用した場合。
- 30,000,000～40,000,000 ドンの罰金：業務遂行の条件を満たさない監査法人を雇用した場合。
- 40,000,000～50,000,000 ドンの罰金：法令に基づき義務付けられた財務諸表、完了プロジェクトの決算報告書、連結財務諸表、総合財務諸表その他の監査を実施しなかった場合。

14 独立監査分野における行政違反処分に関する規定

2025年8月18日付け、政府発行の独立監査分野における行政違反処分に関する規定に関する政令第228/2025/ND-CP号

- 第28条 – 年次財務諸表監査契約の締結:

- 5,000,000～10,000,000 ドンの罰金：監査契約に必須の内容が欠けている場合。
- 10,000,000～20,000,000 ドンの罰金：監査契約を期限遅延して締結した場合。
- 30,000,000～40,000,000 ドンの罰金：監査実施後に監査契約を締結した場合。
- 40,000,000～60,000,000 ドンの罰金：監査を実施する際に監査契約を締結しなかった場合。



14 独立監査分野における行政違反処分に関する規定

2025年8月18日付け、政府発行の独立監査分野における行政違反処分に関する規定に関する政令第228/2025/ND-CP号

是正措置：規定に従い完全な監査契約を締結することを義務付ける。

- 第29条 – 監査に関連する違反行為:

- 20,000,000～30,000,000 ドンの罰金：監査報告書の限定事項に関する説明を不十分または期限内に行わなかった場合。
- 40,000,000～60,000,000 ドンの罰金：権限ある機関の要求に応じて説明を行わなかった場合。
- 60,000,000～80,000,000 ドンの罰金：監査業務遂行の条件を満たさない組織または個人を雇用した場合。



新情報 2025年8月

14 独立監査分野における行政違反処分に関する規定

2025年8月18日付け、政府発行の独立監査分野における行政違反処分に関する規定に関する政令第228/2025/ND-CP号

- 80,000,000～100,000,000 ドンの罰金：監査に必要な情報・資料の提供を拒否した場合。
 - 100,000,000～200,000,000 ドンの罰金：買収、共謀、脅迫、違反の隠蔽、監査妨害、虚偽情報の提供等の重大な違反行為を行った場合。
 - 200,000,000～400,000,000 ドンの罰金：上記重大違反行為を再犯または複数回行った場合。
- + 罰金は2倍：違反者が公益に関わる組織である場合。

15 取引発生の都度における請求書発行の指導

2025年8月7日付け、税務局発行の発生ごとのインボイス発行に関するオフィシャルレター第3012/CT-CS号

インボイスの使用停止の強制執行措置が適用されている場合であっても、納税者が、労働者に賃金支払資金や事業継続に必要な費用の支払を確保するためにインボイスの使用を申請する書面を提出した場合には、税務当局は、納税者に対し、発生ごとにインボイスの使用を引き続き認める。ただし、当該条件として、納税者は前述の政令第126/2020/ND-CP号第34条4項d点の規定に基づき、使用するインボイスに記載された売上高の少なくとも18%を直ちに国庫へ納付し、規定に従い、税金、延滞金、罰金の支払順序を確保する必要がある。不動産譲渡取引に係る税務申告については、政府の政令第70/2025/ND-CP号第1条10項および政令第126/2020/ND-CP号第11条1項b点の規定に従って実施される。



16 運送サービスに係る請求書作成の時点

2025年8月26日付け、ドンナイ省基礎税務局第3支局発行のオフィシャルレター第4405/TCS3-QLDN2号

企業の貨物自動車運送サービス提供活動が、2017年12月30日付け政令第163/2017/NĐ-CP号の規定に基づくロジスティクスサービス経営条件を満たし、かつ大量に、継続的に発生し、顧客とのデータ照合に時間を要する場合には、インボイスの作成時点は、当事者間のデータ照合が完了した時点としなければならない。ただし、2025年6月20日付け政令第70/2025/NĐ-CP号第1条6項b号の規定によるサービス提供が発生した月の翌月7日まで、または、合意された期間が終了した日から起算して7日以内のいずれか早い時点を超えてはならない。

企業が上記のロジスティクスサービス経営に関する規定を満たさない場合には、政令第70/2025/NĐ-CP号第1条6項a号の規定によるインボイスの作成時点はサービス提供が完了した時点とする。

17 個人税源泉徴収証明書の作成時期

2025年8月28日付け、ドンナイ省税務局発行の政令第70/2025/NĐ-CP号に基づき個人税源泉徴収証明書の作成時期に対する指導に関するオフィシャルレター第2807/DON-QLDN1号

個人が確定申告を企業に委任する場合には、個人税の源泉徴収証明書は発行しないものとする。3か月以上の労働契約を締結している個人（確定申告を委任する場合を除く）については、企業は、2025年3月20日付け政令第70/2025/NĐ-CP号第1条3項の規定に従い、1課税年度につき1通の源泉徴収証明書のみを当該個人に発行する。





Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affair
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		





2025年8月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,
Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

